

鴨川市骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第73号

鴨川市骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付要綱（平成30年鴨川市告示第138号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を行う者」を「が完了した者及び骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止された者」に、「及び」を「並びに」に改める。

第2条第1号ア中「完了した日」の次に「又は骨髄等の提供が中止された日」を加え、同号イ中「完了し」の次に「、又は骨髄等の提供が中止されたことについて」を加える。

第3条第1号中エをカとし、ウをオとし、イをウとし、その次に次のように加える。

エ 最終同意のための面談の日数

第3条第1号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 確認検査のための通院等の日数

第4条第1項中「ドナーは、」の次に「骨髄等の提供を完了したドナーにあっては」を、「完了した日」の次に「、骨髄等の提供を中止されたドナーにあっては骨髄等の提供に係る最終同意のための面談を行った日又は最後に通院若しくは退院をした日のうちいずれか遅い日」を加え、同項第2号中「完了したこと」の次に「又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に骨髄等の提供が中止されたこと」を加え、同条第2項中「就業事業所は、」の次に「骨髄等の提供を完了したドナーが就業する事業所にあっては」を、「完了した日」の次に「、骨髄等の提供を中止されたドナーが就業する事業所にあっては骨髄等の提供に係る最終同意のための面談を行った日又は最後に通院若しくは退院をした日のうちいずれか遅い日」を加え、同項第2号中「完了したこと」の次に「又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に骨髄等の提供が中止されたこと」を加える。

別記第1号様式中「完了したこと」の次に「又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に骨髄の提供が中止されたこと」を加える。

別記第2号様式中「完了日」の次に「又は中止日」を、「完了したこと」の次に「又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に骨髄の提供が中止されたこと」を、「に係る骨髄等の提供」の次に「の完了又は中止」を加える。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。